

養殖瓦版

平成23年3月23日発行

(第11号)

発行：千葉県水産総合研究センター・生産技術研究室

千葉県農林水産技術会議

〒295-0024 千葉県南房総市千倉町平磯 2492

phone：0470-43-1111 fax：0470-43-1114

「水産用医薬品の使用について」第24報について

この度、農林水産省から「水産用医薬品の使用について」第24報が発行されました。このパンフレットについては、第23報から4点の変更点がありますので、変更内容を簡単にご説明します。

1. ぶりの類結節症、 α 溶血性レンサ球菌症及びビブリオ病油性アジュバント加不活化ワクチン（3種混合ワクチン）が新規承認されました。
2. かんぱちの α 溶血性レンサ球菌症、ビブリオ病及びストレプトコッカス・ジスガラクチエ不活化ワクチン（3種混合ワクチン）が新規承認がされました。
3. かんぱちの α 溶血性レンサ球菌症、ビブリオ病不活化ワクチン（2種混合ワクチン）が新規承認がされました。
4. 類結節症及び α 溶血性レンサ球菌症油性アジュバント加不活化ワクチン（2種混合ワクチン）の対象魚に**かんぱち**（約20g[♂]～約210g[♂]）が追加されました。

○ワクチンの使用に当たっては、指導機関の指導が必要となりますので、事前に当研究室までご連絡してください。

○医薬品は、添付文書等を確認の上、記載されている用法・用量、使用上の注意及び休薬期間に従って、適正に使用するようお願いします。

○養殖場で問題となっている魚病の原因を正確に知り、それに合った医薬品を選択し、適切に使用することが、安全な養殖魚を消費者に提供することにつながります。原因不明な疾病が発生した場合はもとより、これまで症状や死亡状況から自己診断していた疾病でも、一度当研究室に持ち込まれてはいかがでしょうか。